

新宿区教育委員会会議録

令和6年第8回定例会

令和6年8月2日

新宿区教育委員会

令和6年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和6年8月2日（金）

開会 午後 3時30分

閉会 午後 4時08分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	年 綱 和 代
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美規子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	池 田 知	統括指導主事	北 中 啓 勝
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教育調整課係	大 原 颯 人	教育調整課係	座 波 琉 也
--------	---------	--------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第29号議案 令和7年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第2 第30号議案 令和7年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第3 第31号議案 令和7年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について
- 日程第4 第32号議案 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

報 告

- 1 令和5年度 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（教育指導課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和6年新宿区教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 かしこまりました。

◎ 第29号議案 令和7年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第30号議案 令和7年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第31号議案 令和7年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

◎ 第32号議案 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第29号議案 令和7年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、
「日程第2 第30号議案 令和7年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、
「日程第3 第31号議案 令和7年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、「日程第4 第32号議案 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本日の進行につきましては、第29号議案から第32号議案について1件ずつ説明を受け、審議するものといたします。

まず初めに、議案の説明を受ける前に、今回の教科書採択の経過について、私から説明をさせていただきます。

今年度は、令和7年度に使用する区立中学校の全ての教科の教科用図書を採択するため、候補の絞り込みを行いました。

今回の採択に当たっては、第2回臨時会で御説明したとおり、2団体から計2件の要望書等が教育委員会に寄せられました。

また、教科書展示会につきましては、6月4日から6月17日まで特別展示を実施し、6月18日から7月5日まで法定展示を実施いたしました。

なお、教科書展示会会場でのアンケートにつきましては、31件の御意見をお寄せいただき

ました。教育委員会として、心から御礼を申し上げます。

次に、議案の取りまとめまでの経過について御説明いたします。

中学校教科用図書の採択について、当委員会はまず学校調査として、区立中学校10校からの意見を取りまとめてもらい、次いで、教科用図書を専門的に調査する教科用図書調査委員会において、教科別に全ての教科用図書について調査し、調査資料を作成しました。その後、教科用図書検討委員会において、学校調査と調査委員会調査の結果を踏まえながら、検討委員会としての評価を行いました。

また、教科用図書検討委員会から、採択の対象となる教科用図書の総括的な検討経過、検討の視点、検討結果について、7月12日に報告を受けました。

その後、7月12日から7月29日にかけて、教科ごとに教科用図書調査委員会及び教科用図書検討委員会における検討内容について説明を受けた上で、生徒及び学校の実情に十分配慮し、公平・公正に討議、検討を行いました。

そして、教科用図書について、5人の委員と私からそれぞれ意見を述べ、1種への絞り込みを行うことができました。この結果を議案としてまとめることをご諮りしまして、本日の議案の提案に至っております。

それでは、まずは昨年度に絞り込みを行った小学校教科用図書からになりますが、第29号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第29号議案 令和7年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

本議案は、令和7年度に使用する小学校教科用図書について、引き続き令和5年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものです。

議案の2枚目につきましては、採択の候補となります現行の教科用図書の種目及び発行者名を記載したものととなります。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められています。このことから、令和7年度に使用する小学校教科用図書につきましては、令和5年度に採択したものと同一の教科用図書についての2年目の採択となるものです。

それでは、第29号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第29号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第29号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第29号議案の決定をもって、令和7年度に新宿区立小学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

次に、第30号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第30号議案 令和7年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

本議案につきましては、先ほど教育長からお話ございましたように、令和7年度に使用する中学校教科用図書について、採択の候補となる教科用図書を1種に絞り込んだ理由等を議案としてまとめたものでございます。

議案の2枚目と3枚目以降は、採択の対象となる教科用図書の種目及び発行者名と主な絞り込み理由を記載したものとなっています。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は、同法施行令第15条で4年と定められております。

区立中学校におきましては、本議案で採択する教科用図書の使用期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間となるものです。

なお、内容につきましては、この後、教育指導課長から御説明させていただきます。

○教育指導課長 それでは、令和7年度使用中学校教科用図書絞り込み理由について、種目ごとに主な絞り込み理由を説明させていただきます。

まずは、国語です。

種目、国語、光村図書。語彙ブックに豊富な語彙の掲載があり、語彙力の定着や思考力の向上に生かしやすい。各单元ごとに明確な目標と振り返りの設定があり、内容を理解しやすい。読み書きの苦手な生徒に対する工夫として、小学校で学習した語彙を確認できる構成となっている。

続きまして、書写、光村図書。書写ブックや「中学書写スタートブック」の記載が分かりやすい。行書の学習において、ポイントを「4つのスイッチ」で示している点が分かりやすい。自分らしい文字やデジタル署名など多様な題材が取り上げられている。

続きまして、社会（地理的分野）、帝国書院。地図帳の活用を促すアイコンが示されており、地図帳との連携や活用がしやすい。地域ごとのイラストが分かりやすい。「アクティブ地理」に、SDGsや多角的な情報が掲載されている。教科書に国籍や性別、障害の有無など多様な人物の掲載があり、新宿の実態に即している。

続きまして、社会（歴史的分野）、帝国書院。「アクティブ歴史」により、資料をもとに当時の人々の考え方を理解するなど主体的な学びを促す工夫がある。「タイムトラベル」において、各時代の特色等がイラストで示されており、生徒が理解しやすい。覚える社会から考える社会、体感する社会へと行動につながるような導き方の工夫がある。

続いて、社会（公民的分野）、帝国書院。「アクティブ公民」や特設などの掲載が豊富で、自ら学習を進めていくことを促す工夫がある。18歳成人やSDGs、選挙制度などの記載が分かりやすい。グローバル化や多言語化された防災パンフレット等、多文化共生社会を目指す新宿にふさわしい記載がある。

続きまして、地図、帝国書院。主題図のテーマ設定が多様で、社会科の他分野とのつながりが分かりやすく示されている。色使いやコントラストが見やすい。SDGsとの関連が分かりやすい。東京の中心部として新宿区の掲載があり、江戸時代との比較など興味を引く工夫がされている。

続きまして、数学、東京書籍。発展問題が多く掲載されているため生徒一人一人の理解度や進度に合わせて取り組むことができる。日常の身近な生活場面にある内容や応用例を取り上げ、興味・関心を引き付ける題材が多い。「数学のことばをみにつけよう」など、数学的に表現する力の説明があり、生徒への配慮が示されている。

続きまして、理科、東京書籍。図や写真が豊富で文字だけでは分かりにくい内容を補う工夫がされている。実験やレポート作成の手順が明確に示され、探究の過程を大切にした構成

となっている。ものの見方・考え方が具体的に示され、説明も丁寧で分かりやすい。

続きまして、音楽（一般）、教育芸術社。共通したイラストで活動が示されていて、生徒の主体的な学習につなげることができる。多様な文化やジャンルの曲を扱い、興味を引く工夫がされている。また音楽史の説明も丁寧で分かりやすい。「学びのコンパス」において、他者の考えに触れることで、協働的な学びにつながる。

続いて、音楽（器楽合奏）、教育芸術社。楽器の奏法が写真とともに丁寧に説明されていて分かりやすい。生徒にとって身近な著名人が取り上げられており、興味を引きやすい。音楽（一般）との関連性において、共通する記載や曲を扱っており分かりやすい。

続いて、美術、光村図書。別冊資料に制作過程等の写真が多く掲載されており、過程を振り返る際に活用しやすい。和のテイストや和紙の質感にこだわった掲載により、生徒の五感に訴える工夫がある。平和の大切さを伝える作品が特集されており、平和宣言都市としての新宿にふさわしい。

続きまして、保健体育、大修館書店。小・中・高で何を学ぶのかが明確に示されており、系統性が分かりやすい。HPVワクチンやエピペンの扱い方、メディア接触の体への影響など現代的な課題の掲載が豊富である。身近な題材やコラムが豊富で、学習内容を自分事として捉えられるよう工夫されている。

続きまして、技術・家庭（技術分野）、教育図書。別冊スキルアシストに基礎技能が分かりやすく記載されていて、手元に置いて作業できるなど活用しやすい。日常生活とのつながりが丁寧に示されていて分かりやすい。問題解決に関する内容が4コマ漫画で示されており、分かりやすい。

続きまして、技術・家庭（家庭分野）、教育図書。世界の衣食住やジェンダーに配慮した様々な記載があり、多様性への配慮がある。調理の手順が丁寧に分かりやすく、失敗例から原因を考えさせる学習内容があり工夫がみられる。消費生活について児童労働を扱うなど、説明が詳細で分かりやすい。

なお、教育図書については、幼児がデジタル機器で遊ぶ写真が掲載されており、幼児期のメディア接触については、視力低下や姿勢など体への悪影響や、記憶、思考力が低下する脳への悪影響など、健康被害につながるなどの御意見をいただいております。この点につきましては、本教科書内で、情報機器での遊びについて、大人と一緒に利用することを前提としており、デジタル機器の使用時間への配慮についても指導できることから、このことについて教員が適切に指導するよう学校に周知してまいります。

また、校園長会や副校園長会、情報教育推進委員会等を通じて、メディア接触の時間が長くなることによる心身への悪影響については、保健体育科での授業や特別活動での情報モラル教室等の学習機会を活用し、デジタル機器等の使用時間・使用方法等について、改めて指導を徹底してまいります。

続きまして、英語、東京書籍。小学校からの振り返りが丁寧に扱われており、苦手意識を克服できる工夫がある。多様な文化について取り上げられており、教科横断的な視点で内容を扱っている。各章に復習や発展につながる設問があり、他教科とのつながりや国際理解につながる内容の記載がある。

最後に、道徳、東京書籍。写真や資料が多く、生徒が内容を自分に置き換えられるよう工夫されている。津田梅子や外国籍等の生徒に関する題材など、新宿の実態に即した題材が多く掲載されている。アンコンシャス・バイアスに関する題材の工夫は中学生が理解しやすい。

私からは以上でございます。

○教育調整課長 それでは、第30号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第30号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

臨時会でも相当議論して今日の提案になりました。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見などないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第30号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第30号議案の決定をもって、令和7年度に新宿区立中学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

次に、第31号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第31号議案 令和7年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」御説明いた

します。

初めに、議案の3枚目と4枚目の裏面を御覧ください。

こちらは文部科学省検定済教科書の採択候補となっております。

区立特別支援学校並びに区立の小・中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書につきましては、区立の小・中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされており、こちらの一覧が、区立の小・中学校で採択したものと同一の教科用図書となっております。ただし、中学校の教科用図書につきましては、今年度が採択年度の年であることから、現在ついております資料には、現行使用している教科用図書の一覧を御提示してございます。令和7年度につきましては、先ほどの第30号議案の中学校教科用図書の採択に合わせまして、同じものを採択してまいります。

次に文部科学省著作教科書についてですが、議案の5枚目と6枚目の裏面を御覧ください。

こちらが文部科学省著作の教科書の一覧になっています。

文部科学省著作の教科書とは、文部科学省が著作の名義を有する教科書です。特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級、知的障害者用にはこちらの一覧のとおり、国語、算数、数学、音楽、生活、社会、理科、職業・家庭の教科書がございます。

次に、一般図書について御説明いたします。

小・中学校及び特別支援学校におきましては、検定済みの教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することが学校教育法において義務づけられておりますが、同法の附則第9条において、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとされています。この教科用図書以外の図書を教科用図書として使用するものが一般図書となります。

議案の8枚目以降が、東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧となっております。

また、この議案の最後におつけしてございます2枚が、一般図書のうち拡大図書の一覧となっております。

特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作教科書及び一般図書は、毎年度種目ごとに採択することとされており、文部科学省著作教科書につきましては、文部科学省から出されている教科書目録記載の知的障害者用の全てを、一般図書については、東京都教育委員会から出されております特別支援教育教科書調査研究資料に記載され

た全ての図書と、第29号議案及び第30号議案で採択いただいた教科用図書と同一の発行者の拡大教科書の採択をお願いするものでございます。

採択に当たりましては、文部科学省著作教科書及び一般図書検討委員会から、6月25日に教育委員会宛てに報告が出されております。

また、各学校が使用する一般図書につきましては、各学校に対し事前に希望調査を行いましたが、東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望はありませんでしたので、一般図書調査委員会調査及び学校調査を実施する必要がなかったものでございます。

なお、文部科学省著作教科書及び一般図書検討委員会において、文部科学省著作教科書、東京都の調査研究資料に記載された一般図書及び拡大教科書について検討した結果、その全てについて使用が適当であるとの報告をいただいております。

それでは、恐れ入ります。1枚目にお戻りいただきまして、第31号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第31号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第31号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第31号議案の決定をもって、令和7年度に新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択いたしました。

次に、第32号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第32号議案 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要のほうを御覧ください。

本議案は、委託事業者による電子印の打ち出しや公印印影の電子データの外部提供等に対

応することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表を御覧ください。

このたびの主な改正内容といたしましては、2点ございます。

まず1点目は、電子印の打ち出しを規定しております第19条につきまして、イントラパソコンや委託事業者のシステム等を用いて電子印の打ち出しをする場合を想定し、電子印の打ち出しのために利用することができる電子計算機の種類を限定しないこととするため、「教育調整課長が認める」とする文言を削除するものでございます。

2つ目は、電子印の打ち出しをする課長等に対し、電子印の不正使用の防止と適正な管理を義務づける規定を第6項として新設いたします。

施行期日は、公布の日です。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第32号議案の提案理由です。

委託事業者による電子印の打ち出しや公印印影の電子データの外部提供等に対応することに伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第32号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第32号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 令和5年度 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、報告1、令和5年度 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導

上の諸課題に関する調査」について御報告いたします。

それでは、お手元の資料、報告 1 を御覧ください。

まず、暴力行為の発生件数についてです。

小学校では85件、中学校では25件でした。そのうち暴力行為の内訳は、小学校の85件のうち、対教師暴力が27件、対生徒間暴力が49件、対人暴力1件、器物損壊8件となります。中学校は、25件のうち、対教師暴力が3件、対生徒間暴力は14件、対人暴力は1件、器物損壊が7件となります。

暴力行為の発生状況として、小学校では令和4年度より34件減少となっておりますが、昨年同様、特定の児童が繰り返す状況があると、学校から報告が上がっております。小・中学校では、組織的に児童を支える体制をつくっており、別室でクールダウンをさせるなどの対応も行っています。また、必要に応じて警察から助言を受けるなど、関係機関と連携し、適切に対応しております。

続いて、不登校児童・生徒の把握についてです。

小学校では139人、中学校では235人で、前年度と比較して、小学校は9名、中学校は37名増加しています。不登校の出現率は、小学校が1.30から1.38に、中学校は6.99から8.13となっています。

(2) は学年別内訳となります。裏面を御覧ください。

不登校を把握した事実の内訳です。

小・中学校ともに一番多いのは本人に係る状況で、小学校122人、中学校164人と多くなっています。

続いて、学校に係る状況で、小学校45人、中学校121人、家庭に係る状況では、小学校25人、中学校41人となっています。いずれも複数回答となっております。

不登校対策として、学校では年に2回、小学校4年生以上に実施するhyper-Q Uなどの結果分析を活用するとともに、別室指導やオンライン授業などといった不登校児童・生徒への支援を進めています。

また、スクールカウンセラー等も加え、組織的な家庭との連携や、家庭と子供の支援員の活用など、不登校児童・生徒への支援の充実に努めております。

教育委員会では、引き続き、つくし教室の取組の充実や民間施設のフリースクール等との連携、タブレット端末を活用した支援など、多様な教育機会を充実させていきます。

最後に、いじめの把握についてです。

認知件数は、小学校で261件、中学校で37件です。前年度より、小学校では52件の減少、中学校では8件増加しています。その下、(2)いじめの態様については、小・中学校ともに「冷やかし」や「からかい」が最も多くなっております。

新宿区では、これまでもいじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしておりません。いじめを認知するということは、軽微ないじめも見逃さないということにつながります。いじめの認知を積極的に行うことで、早期発見・早期対応につながるものと考えています。

教育委員会では、ふれあい月間のアンケート調査、hyper-Q Uによる調査や、面談、電話、SNS、LINEを用いた多くの相談窓口を保護者、それから子どもたちに周知をしております。また、スクールカウンセラーによる小学校5年生と中学校1年生を対象とした全員面接なども行っています。

児童・生徒自身がいじめ問題の解決に向けて自ら考え、話し合い、行動できるようになるための学習機会を保障し、その学習指導の充実を図るために各校での授業の好事例を生活指導主任会等において情報共有しています。

引き続き、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るものという認識に立ち、児童・生徒の様子の変化や交友関係に目を向け、見えにくいいじめの発見にも努めてまいります。

報告は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○鴨川委員 御説明ありがとうございました。調査の結果については、御丁寧に説明いただきましたので、十分理解できたと思います。

2番の不登校児童・生徒の把握について、近年、不登校の背景にある問題とか要因と言われるものが非常に多様化していると伺っているのですが、新宿区で把握している問題や要因について、裏面で御説明いただいたものをさらに詳しく教えていただきたいと思います。

○教育指導課長 不登校の把握した事実について、先ほど学校に係る状況、それから家庭に係る状況と本人に係る状況、それをさらに具体的にというお話ですので、学校に係る状況としては、学業の不振、それから進級・進学時の不適応、あとはいじめを除く友達関係、友人関係が多くなっている状況でございます。

本人に係る状況については、生活リズムが不調で整わないですとか、不安が多くなってお

ります。

家庭に係る状況については、家庭生活の変化や親子の関わり方が要因となって不登校となっているという実態がございます。

以上です。

○鴨川委員 続けてよろしいでしょうか。

○教育長 はい。

○鴨川委員 御回答いただき、ありがとうございます。

文部科学省のC O C O L Oプランを見ております。不登校対策について誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策というもので、令和5年3月に文部科学大臣名で出された大臣メッセージです。そこにおいて、不登校によって学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けておらず、学びにアクセスできない小・中学生が4.6万人以上いると記載されています。小・中・高の不登校児童・生徒が約30万人という母数がある中で、学びにつながる事ができていない小・中学生だけでも4.6万人いらっしゃるということを大臣メッセージで大きく書かれており、文部科学省としては、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにするということを目指すと明確にうたっています。先ほども課長が丁寧に説明いただいていたところですが、新宿区としては、恐らくアクセスできていない子どもたちが少なくないだろうと考えたときに、どういう取組を今後行っていかれるか、改めて教えていただければと思っております。

○教育指導課長 学びに届かない児童・生徒を誰一人取り残さないということで、文科省のC O C O L Oプランに明記されているところです。その考えは、新宿区としても同様の考えでございます。多様な学びの機会を確保するというのが、まず一番の大きな目的ではないかと思っております。新宿区では、300名近い不登校の子どもたちがおり、それぞれ要因は様々です。子どもたちの学びを保障するために、その一人一人にどのようにアクセスしていくかは十人十色で、本当に一人一人違うと言ってもいいくらいのものでございます。

その中で、学校で実際に行っているのは、別室指導であったり、時間割の時間帯を少々ずらして登下校されるであったり、あるいは別室指導といっても、保健室や校長室ということではなくて、確実に登校できる居場所を確保しやすい場所の別室指導です。そういったものや、あるいはフリースクール、それからつくし教室の中でも、メタバース（仮想空間）を活用した取組も行っております。

また、1人1台タブレット端末が配付されておりますので、そのI C T機器を活用したオ

ンライン授業や、子どもたちのやり取り。その中で、学習ドリルなどを提示して学びを保障するという形、本当に様々な対応を取っているところでございます。

また、東京都が実際に取り組んでいるチャレンジクラスや、学校の巡回型の教員などの取組もしているところですので、そのあたりは本区でも研究を深めて対応策を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○鴨川委員 ありがとうございました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告 2 その他

○教育長 次に、報告 2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 4 時 0 8 分閉会